資格の学校 **TAC**

平成 28 年度 専門記述

平成 28 年度 労働基準監督官 A

【問題】

問題

1. 労働法

- (1) 労働法に関する次の①, ②, ③の用語について, それぞれ 100 字程度で説明せよ。
 - ① 管理·監督者
 - ② 労働基準法における平均賃金の定義
 - ③ 子の看護休暇
- (2) 自己の所有するトラックをA社に持ち込んで、専属的にA社の製品の運送業務に従事していた X は、積込み作業中、負傷した。A社は X の業務の遂行に関し、運送物品や運送先等以外には特段の指揮監督を行っておらず、 X に対する時間的、場所的な拘束の程度も一般の従業員と比較してはるかに緩やかであった。また、 X の報酬は出来高払で、トラックの購入代金、ガソリン代、修理費、運送の際の高速道路料金等は自らが負担していた。さらに、 X に対する報酬の支払に当たって、所得税の源泉徴収及び社会保険・雇用保険の保険料の控除はなされておらず、 X はこの報酬を事業所得として申告していた。

本事例において、Xが労働者災害補償保険法上の療養・休業補償給付を受けるためには、Xが労働関係法(労働基準法、労働者災害補償保険法等)の「労働者」に該当する必要がある。上記事実からXは労働関係法における「労働者」に該当するか否かについて、判例に照らして記述せよ。

(3) 労働基準監督官Xが、管内のA社を調査したところ、以下のような事実が認められた。これらに基づいて、A社の問題点及びXの指導内容を記述せよ。

A社について

- ・小学生を対象とした学習塾を営む会社。調査した事業所の他に教室等はない。
- ・労働者は、正社員5名、大学生のアルバイト15名であり、労働組合はない。
- ・所定労働時間について,正社員は,始業時刻午前11時,終業時刻午後8時,休憩時間1時間の1日8時間,週については土曜日と日曜日を休日として1週40時間である。アルバイトは,始業時刻午後3時,終業時刻午後8時の5時間労働であり休憩はない。出勤日は,全員週3日である。出勤する曜日はアルバイトそれぞれで異なっている。
- ・賃金は,正社員は月給,アルバイトは時給(1,000円)である。賃金の締切日は毎月月末であり,支払日は翌月10日である。
- ・就業規則は「必要記載事項」のみが記載されたものが作成され,所轄労働基準監督署長に届け出られている。
- ・調査を行った月に正社員である労働者Bを採用しており、その際、労働者Bとの間で書面による労働契約書を交わしていないが、就業規則をそのまま配布することで労働条件の明示としていた。
- ・労働基準法第36条第1項に基づく時間外労働協定(以下「36協定」という。)は、正社員5名の話合いにより選出されたものを労働者側の代表とし、この者との間で締結しているが、所轄労働基準監督署長への届出は行われていない。

TAC公務員講座

- ・正社員である労働者Cは、調査を行った日の前月に、所定労働日に1日8時間を超えて働いた時間の合計が20時間認められた。
- ・アルバイトである労働者Dは、調査を行った日の前月に、所定労働時間のほかに1日1時間、5日間にわたり 授業の準備や片付けを教室内で行ったが、この時間に対する賃金の支払はなかった。
- ・監督官 X が、アルバイトである労働者 E (継続期間:2年9か月)にヒアリングしたところ、調査を行った日の前月に、これまでアルバイトを休んだことはなかったが、大学での試験期間に勉強するため、初めて年次有給休暇の申請をしたところ、社長から「アルバイトに年次有給休暇はない」と言われ、取得できなかったとのことであった。 X が社長に確認したところ、「労働者 E の担当する授業は授業のない正社員に行わせることは可能であったが、 A 社ではアルバイトには年次有給休暇の制度そのものがないので与えなかった」との回答であった。

2. 労働事情

- (1) 労働経済に関する次の①、②、③の用語について、それぞれ 100 字程度で説明せよ。
 - 就業率
 - ② 実質賃金
 - ③ 労働生産性
- (2) 個人がそれぞれのライフスタイルや希望に応じて社会で活躍できる働き方を実現していくためには、限られた時間の中で効率的に仕事を行うとともに、より創造的、高付加価値なものを生み出していくことが求められる。そこで、以下の①及び②について、下記のキーワードを全て使って記述せよ。

なお、キーワードを初めて使うときには、下線を引くこととする。

① 我が国における、労働時間に着目した働き方の現状 (キーワード)

「パートタイム労働者比率」 「長時間労働者」 「企業収益」 「メンタルヘルス」

② 長時間労働の削減に向けて政府や企業が取り組むべき施策 (キーワード)

「賃金不払残業 (サービス残業)」 「人事評価」 「多様な働き方」